時事新報定價改正

時事新報の定價一部二錢は新報の頁數毎號六頁乃至八頁の時に定めたるものなれども近時は世運の進歩と共に新報の紙面も次第に擴張して毎號八頁乃至十二頁となり一號の定價二錢としては新報社の損失寡からざる事となりたれば茲に一部賣の定價を引上げるの必要に迫られ來る七月一日以後は新報の定價を一號二錢五厘と更む

又時事新報の購讀者近來大に增加したるより代價の受取或は請求、宛名の變更等其手數實に繁劇を極め此有樣にて今後數年を推行く時は其手數の繁雜なるより何程人手を增加するも到底配達の手續に不都合を生ずるの恐れなしとせず集りて本社の不都合となるものは個々別れて讀者の不便たるのみ勿論なれば今後は長期購讀者の爲め割引法を設け三ケ月前金一圓四十五錢、六ケ月同二圓八十五錢、一ケ年同五圓六十錢とし新報代價の授受に關し購讀者と本社の雙方に起る前記煩雜の手數を省く事となしたり

以上改正の定價を左に表記して讀者の便覽に供し且つ來月一日以後の注文より此改正直段に依る事を豫め茲に廣告す

時事新報改正定價

一號　二錢五厘	一ケ月　前金五十錢		
三ケ月　前金一圓四十五錢	六ケ月　同二圓八十五錢		
一ケ年　同　五圓六十錢			

（以上は前金拂込に對する割引なれば萬一の都合後金となるものは何ケ月の豫約にても一ケ月五十錢の割合を以て申受候）

尙ほ此外に郵便稅　一ケ月　十三錢

明治廿六年六月　時事新報社

時事新報

三池炭山（昨日の續）

の所有既に官と定まる上は鑛稅法に如何なる變換あるも炭山の下稼人たる三井組に於ては政府と結約以來明治二十五年五月三十一日に至るまで無稅なりし如く爾後も約條の期限中は納稅の義務ある可らず之を喩へば三井は他人より地面付の貸家を托せられて之を管理し差配して其間に利するものゝ如し即ち鑛稅は地稅家屋稅の如きものにして差配人の知る可き限りにあらず鑛稅にして斯の如くなれば彼の勝立坑の震災より生じたる損害も其歸する所自から知る可きのみ初め大藏省が炭山拂下を公にしたるときに營業の收支概算を示し五坑の內何坑の出炭は何程にして何坑は云々と其數を記したるは一號より五號まで五棟の貸長屋に付き毎號の店子より收入す可き店賃を概算して其數を明にしたるに異ならず差配人は其概算を信じて叙露變を持ち斯くなれば必ず利益ある可しとて十五箇年間の地代賃を納付之をさへ納めなく納れば地面建物ともに遂には差配人の家有に歸するの見込を以て營業の折柄、不幸にも右五坑の中にて收入の最も多き第一號の長屋が[illegible]し其收入丈けは皆無に歸して差配人[illegible]の[illegible]算を[illegible]せしめるのみとなれば[illegible]に[illegible]る大藏省は其[illegible]も負擔する[illegible]よ[illegible]し成は[illegible]情ある[illegible]

[illegible]

[illegible]